

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第四号

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則（昭和二十七年佐賀県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「へき地手当」の下に「（これに準ずる手当を含む。第九条において同じ。）」を加える。

第六条中「別表上欄」を「別表第一上欄」に改める。

第十条を第十二条とし、第九条を第十一条とし、第八条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（へき地等学校の指定の申出等）

第十条 教育委員会は、学校等の新設又は学校等の移転その他立地条件の変動等により新たに条例第十二条第一項に規定するへき地等学校（以下「へき地等学校」という。）の指定を要する場合又はへき地等学校の指定の変更を要すると認める場合は、速やかに、その旨及びその内容を、人事委員会に申し出るものとする。

2 前項に定める場合のほか、教育委員会は、へき地等学校の名称が変更された場合又はへき地等学校が廃止された場合は、速やかに、その旨を人事委員会に報告するものとする。

第七条の次に次の一条を加える。

(へき地学校等の指定)

第八条 条例第十条第一項に規定するへき地学校及びその級別は、別表第二のとおりとする。

2 条例第十条第一項に規定するへき地学校に準ずる学校は、別表第三のとおりとする。

3 条例第十二条第一項の規定により人事委員会が指定する特別の地域に所在する学校又は学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設（以下第十条及び別表第二から別表第四までにおいて「学校等」という。）は、別表第四のとおりとする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の三表を加える。

別表第二（第八条関係）

へき地学校及びその級別

級別	所在地	学校等の名称
一級	佐賀市 唐津市 伊万里市 伊万里市 伊万里市 伊万里市 嬉野市 嬉野市 藤津郡太良町	佐賀市立北山東部小学校 唐津市立高島小学校 伊万里市立波多津東小学校 伊万里市立滝野小学校 伊万里市立滝野中学校 嬉野市立大野原小学校 嬉野市立大野原中学校 太良町立多良小学校三里分校
二級	唐津市 唐津市 唐津市 唐津市 唐津市 唐津市 唐津市 唐津市	唐津市立平原小学校鳥巢分校 唐津市立巖木小学校天川分校 唐津市立加唐小学校 唐津市立加唐中学校 唐津市立小川小学校 唐津市立小川中学校
三級	唐津市 唐津市	唐津市立馬渡小学校 唐津市立馬渡中学校
四級	唐津市 唐津市	唐津市立入野小学校向島分校 唐津市立加唐小学校松島分校

別表第三（第八条関係）

へき地学校に準ずる学校

所在地	学校等の名称
佐賀市	佐賀市立北山小学校
佐賀市	佐賀市立北山中学校
佐賀市	佐賀市立三瀬小学校
佐賀市	佐賀市立三瀬中学校
佐賀市	佐賀市三瀬学校給食センター
唐津市	唐津市立大良小学校
唐津市	唐津市立大良中学校
伊万里市	伊万里市立山代西小学校

別表第四（第八条関係）

特別の地域に所在する学校等

所在地	学校等の名称
武雄市	武雄市立山内東小学校犬走分校

様式第一号から様式第六号までの規定中「~~第10条関係~~」を「~~第12条関係~~」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。